

こんなにあるの？ 妊娠中のたばこの害

妊娠中の喫煙によって、胎児に多くの影響が見られます。また、お母さん自身にもさまざまな妊娠合併症のリスクを増大させます。



*周産期死亡とは、妊娠22週以降に死産したり、生後1週未満に新生児が死亡すること。

※非燃焼・加熱式タバコや電子タバコについては、日本呼吸器学会が「ニコチンやその他の有害物質を吸引する製品であり、使用者にとっても、受動喫煙させられる人にとっても、使用は推奨できない」との見解を出しています。

子育て中も続くの？ 育児中のたばこの害

子育て中の喫煙によって、お子さんの成長発達に影響が見られる他、病気が増えたり、事故の原因にもつながります。



*乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、乳幼児に何の前ぶれもなく、既往歴もないまま突然死をもたらす病気。



煙に境界線はありません！ パパのたばこの影響

受動喫煙を防ごう！！

タバコの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙「主流煙」と、火のついた先から立ち上る煙「副流煙」があります。タバコを吸わなくても周囲に吸う人がいると、副流煙を吸ってしまうことになり、これを受動喫煙といいます。副流煙には、主流煙よりも高い濃度で多くの有害物質が含まれています。さらに、喫煙者が口から吐き出す呼出煙も有害です。



※非燃焼・加熱式タバコや電子タバコについては、日本呼吸器学会が「ニコチンやその他の有害物質を吸引する製品であり、使用者にとっても、受動喫煙させられる人にとっても、使用は推奨できない」との見解を出しています。

禁煙治療

禁煙治療には健康保険が使えます。(一定の条件に該当する必要があります。)タバコをやめられないのは、「病気」にかかっているから、という考えのもと、2006年4月から医療機関で保険による治療がうけられるようになりました。なかなか禁煙できないのは、タバコの中に含まれているニコチンに、アルコールやシンナーのような依存性があるためなのです。

2016年4月から保険適用の条件が緩和(※)され、若年層も健康保険に適用した禁煙治療を受けやすくなりました。20代・30代のうちから積極的に禁煙に取り組みましょう。

※35歳未満の場合、「1日禁煙本数×喫煙年数=200以上」の条件が除外

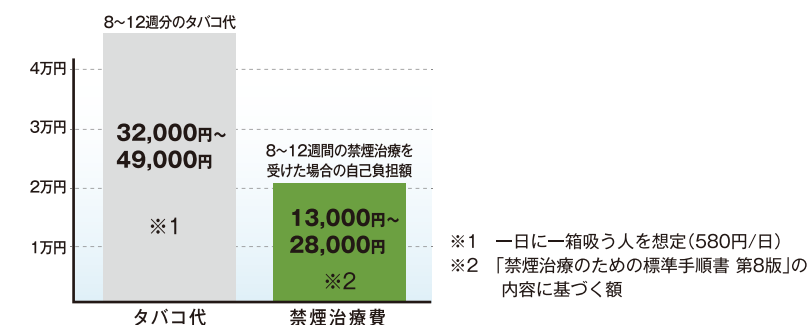
Q1: どんな治療をするの？

A:	受診時期	治療内容
	治療前の問診・診察	禁煙治療のための条件の確認
	初回診察	①診察
	再診1(2週間後)	②呼気一酸化炭素濃度の測定
	再診2(4週間後)	③禁煙実行、継続に向けてのアドバイス
	再診3(8週間後)	④禁煙補助薬の処方(貼り薬や飲み薬)
	再診4(12週間後)	



Q2: 費用はいくらかかるの？

A: 処方される薬にもよりますが、自己負担3割として、8〜12週間で13,000円〜28,000円程の費用がかかります。



Q3: この病院でも保険を使えるの？

A: 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること等の要件を備えた病院で治療を受ける必要があります。一般社団法人日本禁煙学会のホームページに、禁煙治療に保険が適用できる千葉県内医療機関の一覧が掲載されていますので御参考ください。